

関西支部学生会員海外研修支援事業制度規則

平成29年10月23日 制 定

(目 的)

第 1 条 国際化時代における土木技術者の自己研鑽ならびに学会活動への参加を促し、学会活動の活性化に貢献することを目的として、学生会員が諸外国の土木に関する理解を深め、国際感覚を育むために自主的に実施する海外研修に関西支部が支援を行う。

(適用の対象)

第 2 条 関西支部学生会員海外研修支援事業制度適用の対象は、関西支部に所属する土木学会学生会員で、この制度の目的に沿ったものの中から選ばれる。

(公募と応募)

第 3 条 支部は、関西支部学生会員海外研修支援事業制度による研修生の公募を行う。

2 前項による応募は、学生会員の自薦により行う。

(選考委員会)

第 4 条 支部は、研修生を選考するため幹事会に選考委員会を構成する。

2 選考委員会は、前条第 2 項による応募の中から選考する。

3 選考委員会の構成は、15名以内とし、委員長は幹事長をもって充てる。

4 委員は、幹事および特定事業幹事の中から委員長が選任し、支部長が委嘱する。

5 運営に必要な事項については、別に定める。

(研修生の決定)

第 5 条 支部長は、選考委員会の答申を受けて研修生を決定する。

(支援金額等)

第 6 条 支部は、研修生に対し渡航費、滞在費、その他必要な経費のうち、適正な金額を支援する。

2 支援金は出国の前日までに支給する。

(支援金の返還)

第 7 条 本制度の支援を受けるものは、次のいずれからに該当するときは、当該支援金を返還しなければならない。

- (1) 所定期限までに出国しなかった場合、または研修計画を途中で中止した場合、事情を勘案のうえその相当額
- (2) 支援金の受給後、報告書等の提出など支部の指示に従わない場合、または給付が不適当と認められる場合
支援金の全額

(免 責)

第 8 条 研修生が研修中に事故に遭遇した場合あるいは研修中の行為により第三者に損害を与えた場合、支部は、支給した支援資金以外の経費を負担する義務を負わない。

(報告等)

第 9 条 本制度の支援を受けるものは、次の報告等を行わなければならない。

- (1) 研修先から近況報告を行う
- (2) 研修終了後一か月以内に成果報告書を支部に提出する
- (3) 研修報告会などに出席し、研修成果発表を行う。

(付 則)

第 10 条 この規則は平成29年10月24日から実施する。